

第2回 研修会の内容から

☆植物群落調査についての注意点

植生調査をする場合は、種名は日本語表記の場合は必ずカタカナで記入し高さはcm、被度、群度は数値で記入をします。

植物は、あったもの全てを記録する必要があります。芽生えに関しては、同定が難しければ何度も足を運んで調べる等します。

☆植生調査の方法（流れ）

- ① 調査区の決定
- ② 調査面積の決定
- ③ 調査区の記録
- ④ 調査区内の全植物のリストアップ
- ⑤ 種ごとの量的な測定（被度、群度等）
- ⑥ 調査資料の整理と群落の抽出
- ⑦ 群落単位の決定と命名

☆項目の説明

○被度とは

定量的な群落測定の1つで、各種類の植物の地上部が地表を覆っている割合。調査区画の面積に対する%で表したり、被度階級で表す。

・平均被度…植物ごとに各区画の「被度」を合計し、調査区画数で割ったもの。

○群度とは

定性的な群落測定の1つで、各種類の植物が孤立して生えるか、かたまって生えるかなど集合の状態を示す。群度階級で表すことが多い。

第2回 研修会

実施日：平成20年10月11日

場所：徳地三谷交流センター



また、希少動植物の保護・保全をするためには、①種の生息状況の把握、②種の生活史や生態などの解明、③種の生息環境の解析、④種の保護・保全策の検討、⑤種が安定して生存、以上①～⑤の課程をたどり地道な活動ですが大切なことだという説明がありました。

野外観察は、植生調査を実施しました。植生調査を実施する意義や方法、視点などの指導を受け、野外に出て3地点の植生調査を5班（1班3人組）に分かれて行い、結果を集計し資料の読み方を学びました。各班の調査結果を総合してみると、調査地点の植生が数値で明らかになります。「なんとなくこの植物が優位かな」から「数値に裏付けられた優位な植物」を特定できます。講師からの「植生調査では、体力と忍耐力が必要です。」との言葉どおり参加者は小さな芽生えも見落とさないように腰を据えて調査をしました。

午前中は講義、午後からは野外観察を実施しました。講義の中で盗掘についてふれ、「登山をして植物を持ち帰り、植えてみたが育たない。一方、本来の生息地ではその持ち帰るといふ行為により減少や消滅をする。」ということが起きており、動植物には適した環境があることを理解する必要があることを例示して話されました。



第3回 研修会

実施日：平成20年11月15日

場所：つのしま自然館



講義と野外観察会を実施しました。野外観察では貝の観察・同定の方法、記録の整理などの指導を受けました。また、会場となった角島周辺の海底地形図から見た推定古地形の話や角島の貴重な植物の話等を聞きました。

野外観察会では、対馬暖流によって運ばれる南方を起源とする熱帯系の貝類を見ることができました。これらは、瀬戸内海での発現は稀な貝です。砂浜で流れ着いた貝殻を採集し、磯では講師の話聞きながら貝の観察をしました。磯には満潮でも海水につからない場所、反対に常に海中にある場所、その中間で干満により環境が変化する場所があり、貝類により棲み分けをしていると説明がありました。

砂浜で採集した貝類は、つのしま自然館の標本と照らし合わせながら、同定作業を進め、1種類ずつ貝の名前等を記載したラベルと共に保存袋の中に入れ作業を終了しました。



第3回研修会の内容から

☆貝類相の調査手順

(1)採集、(2)分類と同定（標本作製）、(3)記録の整理（リストの作成）が基本となる。

(1) 採集

採集方法は打ち上げ採集、磯採集、潜水等多くの方法がある。一般的なのは、打ち上げ採集と磯採集。

打ち上げ採集は、貝殻拾いのこと。多くの場合、砂泥棲や岩礁棲の貝類を得られバラエティーに富んでいる。難点としては、大半は死骸であるので、殻が破損・摩耗し同定が困難なこと、また標本としての質の低下などがある。

磯採集は、岩礁および干潟の潮だまりに生活する貝類を生きたまま採集する手法。

(2) 分類と同定

形の似たもの同士に分類した後、図鑑で同定作業を進めるのが最も効率的。この時に使用する図鑑は、子ども向けが利用しやすい。

(3) 記録の整理

種名が同定できた標本は必要な情報を記載したラベルを添付し、分類群ごとに収納棚等に整理する。ラベルに記載すべき最低限の項目は「いつ（年月日）、どこで（場所）、だれが（採集者）」の3点。種名が同定できなかった物も種名以外を記載したラベルを添付する。

標本の情報（採集・観察記録）はノート等にまとめる。

ミニみに知識

～天然記念物～

天然記念物は、文化庁の所管する「文化財保護法」に基づき保護されており、動物や植物などで我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものが指定されています。山口県では、教育委員会が所管しています。

天然記念物のうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されており、県内の特別天然記念物には八代のツルやオオサンショウウオがあります（いずれも「レッドデータブックやまぐち」に掲載されている希少野生動植物）。八代のツルについてはその渡来地と合わせて指定されています。

他方、希少野生動植物は、環境省が所管する「種の保存法」により保護されており、山口県では、自然保護課が「山口県希少野生動植物種保護条例」により植物2種を指定し、保護を図っています。

特別天然記念物と山口県の希少野生動植物種



オオサンショウウオ

(撮影 山岡 郁雄)



八代のナベツル

(所有 山口県)



キビトリシズカ

(撮影 南 敦)



オオウラギンヒョウモン

(撮影 田原 義寛)

山口県の希少野生動植物保護対策の実施状況

○ 指定希少野生動植物種

指定希少野生動植物種（キビトリシズカ、ホソバナコバイモの植物2種）については、条例により採取等が禁止されるとともに、2名の専門家（指定希少野生動植物種保護員）による巡視等が行われています。

キビトリシズカは、周南市と周防大島町の2箇所、ホソバナコバイモは岩国市に生育しています。

2名の保護員は、現地を巡視し生育状況や生育環境などの報告を山口県自然保護課に行うとともに、必要に応じて草刈や夏場の乾燥時の水まき、指定希少野生動植物種の保護のため必要な助言等を行っています。

○ 指定候補種検討対象種

「レッドデータブックやまぐち」に掲載されている希少野生動植物種の中でも、特に絶滅のおそれが高いものについて、毎年、生息状況調査を行っています。調査の結果、生息数の著しい減少等が判明した場合には、指定希少野生動植物種への指定を検討し、定められた手続きを経て指定希少野生動植物種に指定します。

現在、昆虫（オオウラギンヒョウモン、ヒヌマイトトンボ）と植物（トモエソウ等）について調査を行っていますが、昨年度まで、生息数等はおおむね安定的に推移しています。生息状況調査を行っている昆虫2種を紹介します。

・ オオウラギンヒョウモン

かつては、県内各地の草原で見られましたが、現在は秋吉台周辺の草原でしか見られません。なお、秋吉台の草原は、野焼きなどにより人為的に保存された生息地として有名です。

・ ヒヌマイトトンボ

海水の影響を受ける汽水域のヨシ群落などに生息し、成虫は5月から9月にかけて見られます。県内では、下関市、宇部市、山口市、山陽小野田市などに生息しています。